

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十三番枘和也君。

〔十三番 枘 和也君登壇〕

○十三番（枘 和也君） 十三番、みやぎ県民の声の枘和也です。議長のお許しが出たので、通告に従い、一般質問いたします。

今回の質問は、大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについてです。

皆様の記憶にも新しいと思いますが東京五輪に続き開催された東京パラリンピックは、百六十二の国と地域、そして難民選手団が参加しパラリンピック史上最多の約四千四百人が出場しました。コロナ禍での観客不在の開催は結果として選手たちに焦点を当てるきっかけとなり、アスリートのための大会という五輪の原点に立ち返る運営がなされ、様々なツールを持つ選手やLGBT、性的少数者を公言する選手にスポットが当てられました。また、自分がないものをマイナスとして捉えずに個性として生かす、一人一人の個性を誰もが互いに認め合い、心の壁をなくしていくことが共生社会の原点ではないかと思わされた東京開催のパラリンピックでもありました。東京パラリンピック運営に対する称賛の声が多く、イギリスのBBCのニュースでも日本選手の快進撃に加えて大会を支えたボランティアの方々の働きぶりは称賛に値すると報じられました。また、コロナ禍で不確実性が多かった状況でも運営が順調で記憶に残る大会となったと評価されました。まさに、ここに多様性社会へ向けての礎が築けたのではないのでしょうか。SDGsのコンセプトにも通じる普遍性・統合性・包摂性・多様性は、様々な分野で境界を越えた連携及び相互扶助がますます社会に求められていくのだと感じました。今回、たくさんのパラアスリートの方々、特に宮城ゆかりのメダリスト、バドミントン女子の鈴木亜弥子選手、車椅子バスケットボール男子の豊島英選手、藤本怜央選手の活躍には、このコロナ禍で制限を余儀なくされている私たち県民にも元気と勇気を与えていただきました。また、国内でも大会招致をきっかけに建物や公共交通機関のバリアフリー化が進みましたが、パラリンピックで活躍されたパラアスリートの取材の記事で、開催中の活動拠点となった選手村は建物内の通路を幅広く取り、段差も解消するといったバリアフリー仕様で様々な障害や選手たちの事情に対する理解と配慮を感じたと言っていました。ただ、競技を終えた後に選手村から町なかに出ると、歩道と車道の間段差が残る

など介助が必要なケースもあったと自身の経験を語った記事があり、私たちの身近な地域も含め、まだまだバリアフリー化が進んでいない実情に気づかされました。

話が変わり、共生社会へ向けて今後の大きな課題であるエネルギー政策についてですが、COP26、国連気候変動枠組条約第二十六回締約国会議が十月三十一日から開催され十一月十三日に閉会しました。当初は十二日までの予定でしたが、気温上昇を一・五度以内に抑える目標の位置づけや最大の対立点であった石炭火力発電など、化石燃料の取扱いをめぐり合意に至るまで交渉が難航し一日延長となった経緯がありました。主要国の議論が活発に行われている様子が伝わってきましたが、火力発電の撤廃などの要請があるように、日本の立ち後れた具体的な政策に対する自主的な目標達成の懸念はますます広がるばかりです。開催国としてエリザベス女王は、「環境対策について誰もが永遠に生きることではない。私たちのためではなく子供やその子供たちのためだ。」と声明されました。また、メディアにも取り上げられましたが海面上昇の危険に直面している南太平洋の島嶼国、ツバルのサイモン・コフェ外務大臣が青い幕を背景にスーツにネクタイ姿でのアップから始まり、カメラが引くと海に浸かっていることが分かる内容の映像は、とても衝撃的で全世界規模の温暖化対策は待ったなしだということを再認識させられました。また、バース大学などの調査によると若者の九割が気候変動と地球の未来に不安を抱いていることが発表されています。この不安を少しでも緩和するように実際にできることを行動に移すことが政治に携わる者の使命ではないかと考えています。以上の社会状況を踏まえ、質問いたします。

(一)二〇二〇年から次の十年へ、新・宮城の将来ビジョンについてです。

新・宮城の将来ビジョンが次の十年へ向けて今年度よりスタートしました。SDGsとの関係性を基本趣旨策定に掲げていることには共感したものの、大きな枠組みにおいて早くも時代を見据えた改定が必要だと思えました。令和二年二月定例会でも新・宮城の将来ビジョンについて質問させていただきましたが、短期間に世界を取り巻く状況はコロナを経験して急激にその変貌を余儀なくされ、目標に対する大胆な軌道修正が必要だと感じております。当初の目標であった地方への定住や移住への流れをつくる一辺倒なものでは立ちいかないのが現在の社会状況です。内閣府が行った若年層への調査の結果、地方移住への関心も高まっていることが報告されています。その理由の一つに人

口密度が低く豊かな環境に魅力を感じたためとあります。まさにコロナ禍の影響によるものではないでしょうか。このように本当に短いスパンで社会情勢の変化が極端に速くなっていると感じています。また、令和二年度の成果と評価は宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画にて報告されていますが、今後は社会の状況変化に合わせるように、更に短期間で新・宮城の将来ビジョンを見直して対応していかなければならないのではないのでしょうか。コロナによる負の二年の経験を少しでも前向きに対応するためにも、その内容を見直さなければいけないかと感じております。新・宮城の将来ビジョン実施計画第三章の冒頭に感染症の収束後も見据えてと明記されていますが、日本では収まりつつあるコロナも世界では感染拡大のニュースが再燃しています。十一月二十五日に南アフリカでは高い感染力のおそれがある新たな変異株オミクロン株が確認され、十二月五日には四十四の国と地域に感染拡大したとも報道されています。やはり、これはウイルスが前提の社会へ移行していくことが予想されます。コロナを経験して、今回の主題でもある共生社会へ向かっていく理念の構築そのものが自治体として必要ではないかと考えますが、その短期間での状況の変化に対する今後の将来ビジョンの在り方について、知事の見解を伺います。

政策推進の基本方向四の強靱で自然と調和した県土づくりに続いて、取組十五の環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立、取組十六の豊かな自然と共生・調和する社会の構築に関するのですが、コロナの経過とともに、この先の不安を感じています。環境省からも今を生きる私たちが環境問題の解決を図りながら傷ついた経済を立て直し、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現させるためには脱炭素社会への移行、循環経済への移行、分散型社会への移行、三つを加速させることにより持続可能で強靱な経済社会へのリデザインを進めることを警鐘しています。県民の不安を少しでも取り除くためにも今後の社会に対しての地方の役割はとても重要で、地域循環型共生圏かつ地方分散型の社会への移行を重要視する考え方に基づいた地域づくりでの理念の再構築は急務だと考えています。また、以前よりも増して地方が注目されている現状はコロナの功罪と言ってもよいのではないのでしょうか。地方の魅力が浮上し、しかも短期間で今までとその価値が逆転してしまいました。政府の調査によると地方移住への強い関心は、東京圏の二十歳代に絞ると二〇一九年十二月は三二・一％だったのに対し二

〇二〇年十二月では四〇・三％と増加し、地方移住に関心がある人の割合が多い結果になりました。だからこそ今、地方への分散型社会への移行の契機として移住につながる発信をすべきではないでしょうか、知事の見解を伺います。

(二) バリアフリー社会の実現に向けた整備と今後の計画についてです。

東京オリンピック・パラリンピックを契機に国立競技場のバリアフリー整備の取組は、世界へ発信するよい機会になったと感じています。また、東京メトロの一部の駅では点字ブロックに貼られたQRコードをアプリで読み取ると音声で案内してくれます。

この仕組みは駅や図書館、公共施設に整備され始めたように、今後はハード面と共にIT技術を活用したバリアフリーの試みが更に増えていくと実感しました。新・宮城の将来ビジョンに政策推進の基本方向三、取組十三、障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現のために、障害者が自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備を図りサービスの充実を進めるとあり、整備が進んでいるように感じる一方で、実際の建物や公共施設での整備が障害者にとって本当に使いやすい状況になっているのかと考えると不安になりました。本県の具体的なバリアフリー整備に関する目標はどのようになっていくのでしょうか。だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の認証が令和元年と令和二年で計五件しかない状況です。これで誰もが住みよいまちづくりができていくとは想定できません。今後の取組について、知事の見解を伺います。

また、先日、宮城県柴田高等学校へ宮城県障がい者カーヌー協会の車椅子の方と一緒に訪問したときに、それまで私自身、何度か訪問していましたが、健常者の方と一緒に訪問したときは全く気がつきませんでした。何とメインエントランスに直接車椅子でアプローチできるスロープがなかったのです。後で担当の方に調査いただき分かったのですが生徒優先で考えたことにより主要動線の逆側に整備されました。来訪者や父兄に対するバリアフリーの対応はどのようにお考えでしょうか。今後の目指すべき共生社会において整備が不十分であると実感した出来事でした。まずは多くの県民が利用する県の庁舎や各地域の合同庁舎及び教育施設などを優先的に、かつ、率先してバリアフリーに対する整備の見直しを早急に行う必要があるのではないのでしょうか。県執行部では整備完了と認識している施設であっても再度計画を見直すべきではないのでしょうか。障害者の方々に直接現地を訪問調査していただき、使いやすく、かつ、必要な整備をピッ

クアップしてもらい計画を実行することが喫緊の課題かと思いますが、知事の見解を伺います。

また、大河原町で現在建設が進んでいる県立の大河原産業高等学校においては、ユニバーサルデザインを取り入れた誰にとつてもストレスのない効率的な計画となっているのか、併せて伺います。

(三) 第六次エネルギー計画と宮城の省エネとエネルギー政策についてです。

第六次エネルギー基本計画が閣議決定されましたが、COP26がイギリスのグラスゴーで開催され、日本は火力発電を撤廃する方針ではなく、まだ依存していることを発表したことで、また不名誉とも言える化石賞を受賞しています。エネルギー政策を進める上では第六次エネルギー基本計画において、安全性、Safetyを前提とした上でエネルギーの安定供給、Energy Securityを第一とし、経済有効性の向上、Economic Efficiencyによる低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合、Environmentを図るSプラス3Eの視点が重要だとコンセプトが示されました。更にCOP事務局は、各国から提出された二〇三〇年の温暖化ガスの排出目標が現行の削減目標ではパリ協定の目標を実現するには十分で、二〇三〇年時点での温暖化ガス排出量は二〇一〇年比一六%増になると指摘しています。また、国連環境計画、UNEPは各国が掲げる温室効果ガスの削減目標を達成しても、今世紀末には世界の平均気温が産業革命前から二・七度上がるとする報告書を公表しました。また、COP26での成果として、今までは二度以内との目標であったのが基本上昇を一・五度以内に抑える努力を追求することが決定し、更に石炭火力発電の利用は段階的な削減へ努力を加速することも盛り込まれました。世界的な動向にしっかりと目を向けて早急に対応しなければならない状況は明らかです。宮城県からは宮城の将来ビジョン成果と評価で、再生可能エネルギー導入量は令和二年度約二・二万テラジュールの実績として報告されています。長野県では再生可能エネルギーが二〇一六年度約一・五万テラジュールの実績であったのを、二〇三〇年にはその約三倍の四・一万テラジュールにする野心的な目標を発表しています。この姿が宮城県にも必要かつ急務なことだと思います。しかも今回の第六次エネルギー基本計画で再生可能エネルギーは三六%から三八%、最優先の原則で最大限の導入を促すとのこと、二〇一九年度時点の

目標でありました二二％から二四％と比較すると約一・五倍の目標となっています。そういった状況からも再生可能エネルギーの割合に対する目標設定の読み直しが早急に必要だと思えます。次の二〇三〇年までの経過目標に対しての実効性が問われていることは明らかです。今後の計画の状況、また、昨今の社会状況ですと国からの方針を待っているとの回答では許されない対応ではないでしょうか。COP26でも主要国が声明しているように十年で抜本的に社会変革を施行しなければならないのです。国の方針は既に示されているので国に足並みをそろえるために待っているのではなく、長野県や東京都のように自ら目標を設定することが必要であると考えますが、知事の見解を伺います。次に、再生可能エネルギーの取組についてです。

欧州では洋上風力の発電量を増やすことで効率的に目標へ向けて実行していますが、日本では環境への影響調査などに八年程度の時間がかかり、本格導入は二〇三〇年度以降となることが発表されていることを勘案すると、当面は太陽光発電に頼らざるを得ない状況です。ただ、国土面積当たりの日本の太陽光の導入量は既に主要国の中で最大で、パネルの設置場所は限られている状況が資源エネルギー庁の資料で発表されています。太陽光発電パネルが主役に成り切れるかは見通せない状況ではありますが、それでも、まずは太陽光パネルを最優先に普及させなければならないのは周知の事実です。政府からは国や自治体が公共建築物を造る場合、新築は原則として太陽光発電設備を設置し再生可能エネルギーの導入量を増やす方針が発表されました。環境省の推計では公共建築物で導入可能な太陽光発電の設備容量は、最大で約一千九百万キロワットと国内で既に導入された太陽光の三割に相当するという発表がされています。県有施設の屋根貸しなどもとてもよい試みだとは思いますが、その計画だけではとても普及へ向けての目標を達成しないのではないかと考えています。国・地方脱炭素実現会議が前菅総理大臣の指揮の下、行われ、国と地方の協働・共創による地域における脱炭素社会へ向けて地域脱炭素ロードマップが発表されました。重点対策一に屋根など自家消費型の太陽光発電が挙げられています。また、令和三年十一月、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇でも公表していただいているとおり、まだイメージと明記されていますが県有施設における率先垂範が重点対策として挙げられています。積極的に県の方針として、まずは公共建築への太陽光発電パネルの設置について、条例などに義務化するなど法的な整備をす

ることはいかがでしょうか、知事の見解を伺います。今後は野心的な取組が必要な状況だと思います。

県立高校について太陽光発電パネルの設置状況を調査しましたが、中には実用性のある整備であるとは思えない箇所もあり設置している学校は二十七校と少なく、各地域の災害の拠点になるように整備を見直すことが県の姿勢として施設を積極的に有効活用するために必要ではないかと考えますが、県内の太陽光発電を設置している学校にはどのような効果があるのか、併せて教育長の見解を伺います。

次に、公共施設の省エネ化についてですが、宮城県内の学校は太陽光発電を搭載しながらシングルガラスのサッシを使用している教室が多くあります。これではエネルギーをせっかく作っても、事実上、サッシのガラス面からそのままエネルギーを捨てていることになってしまいます。内部サッシを設置するだけでも約三割も消費電力をセーブできる調査データもあります。例えば、ドイツの小学校ではZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルを超えたプラスエネルギー建築が建てられている例もあります。一年間トータルでの一次エネルギー消費をプラスにする建物です。こうして教育現場がまず率先して近い将来のスタンダードを見せるべきではないでしょうか、教育長の見解を伺います。

更に、警察関係施設の省エネも早急な整備が必要ではないでしょうか。県警本部はじめ警察署への太陽光発電パネルの設置状況も確認しましたが、ほとんどの施設に設置されていないようです。緊急事態の対応、そして県民を守ることからレジリエンスな対応が必要だと考えます。また、県内の警察関係の施設におけるサッシなどの整備の状況を調査して分かりましたが、太陽光発電の設置と併せ省エネの対策として、せめてインナーサッシを設置して断熱効果を高めて、緊急時に温度低下を抑制する措置を講じてレジリエントな対応を建物そのものでもすべきだと考えますが、県警本部長の見解を伺います。

(四) ゼロカーボンドライブにおける宮城県の取組についてです。

地域脱炭素ロードマップでは重点対策五にゼロカーボン・ドライブを挙げています。省エネ電力とEV、電気自動車、PHEV、プラグインハイブリッド、FCV、燃料電池自動車を活用するゼロカーボン・ドライブを普及させ、自動車による移動を脱炭素化

すると報告されています。C O P 26で議長国であるイギリスは、二〇四〇年までに世界の新車販売をE V車などの排出ガスを出さない車にする目標をまとめ、二十か国以上が合意したと発表しました。ただ、自動車産業が大きい日本やアメリカ、ドイツなどは参加を見送りました。世界は大きくE V車などの普及にかじを切ったのです。東京都は二〇三〇年までにガソリン車の新車販売をゼロにする考えを発表しています。政府も二〇三五年には自動車販売をE V車、電動車のみとする目標を掲げています。

次に、E V車の充電設備の整備についてですが、東京都では民間の施設に充電設備を設置する場合の補助を企画しているようですが、宮城県では充電設備補助金の活用が二〇一九年二件、二〇二〇年三件と低調なものになっているようです。今後、宮城県のガソリン車の規制とそれに伴う補助制度などどのように計画されているのでしょうか。また、それに伴い、今後のE Vステーションの供給予定はいかがでしょうか。相当早いピッチでの設置が必要となり、その整備が急務になると思われませんが、知事の見解を伺います。

県単独ではE V車購入などへの補助金制度がないようですが、東京都はその政策における具体的な提案を早急に整備して目標実現に向けて邁進していることが分かります。例えば、E V車購入への補助額をアップして個人に対しての枠組みを設定し一台当たり六十万円としています。今、その即応力が求められていると思います。また、長野県では自動車取得税を免税しています。このように県民にE V車を広める取組が必要だと考えております。宮城県でも普及に向けては更に効果のある対応が必要かと思いますが、今後の計画はいかがでしょうか、知事の見解を伺います。

次に、F C Vの補助制度についてですが、燃料電池自動車への補助をあつせんしてありますが個人負担が一台当たり五百万円以上と提示されていて、とても限定された方々への補助となっていて普及へ向けて進むとは思えないのですが、いかがでしょうか。令和三年十一月十六日現在の県のデータによりますと県内の自治体では三自治体の導入だけとなっているので、まずは県内市町村に協力いただき、公用車に採用してもらうことで普及を促進させてはいかがでしょうか。また、本来は補助金における対投資効果については水素の製造段階からのぐらいのC O₂が削減できるのか、一台当たりの削減効果はE V車と比較してどうなのかを検討することが大切ではないかと思いますが、知事

の見解を伺います。

一般質問初日に先輩の仁田議員も取り上げられておりましたが、今年十一月十二日にオンラインで開かれた全国知事会の第一回脱炭素・地球温暖化対策本部会議において、村井知事は水素の利活用・普及が脱炭素の鍵になると強調。東北唯一の県内の製油所が水素供給の核となれば、カーボンニュートラルにつながると主張したと新聞報道されましたが、知事は大規模製油所で水素を製造し各地に供給する考えのようですが、石油製品から水素を製造、供給すれば製造過程及び運搬過程で発生する二酸化炭素の問題を疑問に思わなかったのか。また、富谷市の事業に見られる再エネ由来水素こそがカーボンニュートラルにつながる考えから、分散型再生可能エネルギー製造に力を入れることにより、脱炭素社会の先導的な地域を創造する方針を明確に打ち出すべきではないか。また、あわせて、今後、本県は水素の利活用の対象になる有意の事業をどのようにして想定し普及するのか、知事の見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 杵和也議員の一般質問にお答えいたします。

大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについての御質問にお答えいたします。

初めに、短期間で大きく変化した社会情勢に対する将来ビジョンの在り方についてのお尋ねにお答えいたします。

新・宮城の将来ビジョンは県政運営の基本的な指針として二〇三〇年度までの遠方目標を定めたものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクやこれに伴う社会経済環境の変化等を大枠で見据えた内容としていることから、現在のところ計画そのものの見直しの必要性はないものと考えております。一方で、新ビジョンのアクションプランである実施計画については、御指摘のような社会情勢の変化や各事業の進捗状況などを踏まえ毎年度見直しを行うこととしており、これにより新ビジョンが目指す将来像の実現に向けて必要な取組を機動的に推進できるものと考えております。

次に、移住につながる情報発信の強化についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として若年層をはじめ働き方に対する考え方が大きく変化していることは、地方移住の推進に向けて重要な事実と認識しております。県では、これまで移住専用ウェブサイトを、みやぎ移住ガイドの運営、東京での移住相談窓口の設置、首都圏での対面型移住イベントの開催などにより情報発信を行ってまいりました。我が県は首都圏からの交通利便性がよく、密を避ける社会情勢下においてコロナ禍で離職した方などが関心を持つ傾向が見られ、NPO法人ふるさと回帰支援センターが今年三月に発表した相談者を対象とした移住希望先アンケートにおいても全国五位と躍進いたしました。こうした好機を生かすべく、現在、オンラインでの移住相談イベントの開催やインスタグラムの活用など、若年層も意識した情報発信に新たに取組んでいるところであります。今後とも従来の対面型とデジタル技術の活用を効果的に組み合わせながら、更なる情報発信の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、石油由来の水素による二酸化炭素発生についての御質問にお答えいたします。先月開催された全国知事会の脱炭素・地球温暖化対策本部において、私からは水素が幅広い分野での活用が期待されていることを踏まえ、需要と供給の両面から普及拡大の必要性を述べた上で、製油所が水素供給の核となることによつて、地域のサプライチェーン全体のカーボンニュートラルにつながるような取組について言及いたしました。この趣旨といたしましては石油からの水素製造を意図したのではなく、現状では製造や運搬過程での課題はあるものの、脱炭素社会の到来を見据え再生可能エネルギー由来の水素を新たな資源として位置づけ、社会実装を加速化するための基盤の確立に取り組むことの必要性を述べたものであります。県といたしましては今後とも水素の利活用の推進を含め、脱炭素社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 総務部長大森克之君。

〔総務部長 大森克之君登壇〕

○総務部長（大森克之君） 大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについての御質問のうち、県庁舎等のバリアフリー化についてのお尋ねにお答えいたします。

県庁舎等の整備に当たっては障害をお持ちの方や高齢者、乳幼児をお連れの方などの視点に立ち、誰もが利用しやすい施設とすることが重要であると認識しております。

近年の気仙沼及び石巻合同庁舎の新築に際しては、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づきエレベーターや誘導ブロックの設置のほか、動線上の段差の解消や授乳室の設置などを行いました。また、既存の庁舎におきましてもバリアフリーの観点からトイレの改修や誘導ブロックの設置、更には人感センサー式トイレ照明の設置を進めるなど計画的な改修整備を図ってまいりました。今後とも、より利便性が高まり利用しやすいものとなるよう障害をお持ちの方の声なども伺いながら、適切な整備や維持管理に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについての御質問のうち、再生可能エネルギーの更なる導入に向けた目標設定についてのお尋ねにお答えいたします。

県では再生可能エネルギー・省エネルギー計画において二〇一三年度を基準年とし、二〇三〇年度までに再生可能エネルギーの導入量を二・二倍にするなどの目標を設定し様々な取組を進めてまいりました。再生可能エネルギーの直近二〇二〇年度の導入量については基準年比で約一・四倍まで向上しており、太陽光発電を中心におおむね順調に導入量が増加してきました。一方、近年の世界的な脱炭素化に向けた動きを踏まえ、国が新たに策定した第六次エネルギー基本計画において、二〇三〇年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を大幅に引き上げる方針が示されたことから、さきの九月定例会で計画見直しのための基礎調査費について債務負担行為の設定をお認めいただき、以降、計画の見直しに着手いたしました。県といたしましては今後の計画の見直しの中でより効果的な施策を積み上げ、更なる目標の引上げについてしっかり検討してまいります。

次に、公共建築への太陽光発電設備の設置義務化についての御質問にお答えいたします。

県ではこれまで県内の公共施設への太陽光発電設備の導入を推進するため、県有施設の屋根貸し事業や国のグリーンニューデール基金を活用した市町村の庁舎や学校、

公民館などへの導入を進めてまいりました。今年六月に策定された国の地域脱炭素ロードマップでは、国や自治体の設置可能な建築物に太陽光発電設備を二〇三〇年に約五〇％、二〇四〇年に一〇〇％導入することを目標とすることが示されたことから、今後、県や市町村でも率先して取り組む必要があると認識しております。県といたしましては引き続き市町村に対して必要な情報提供や財政的支援を行うとともに、今後見直しを行う地球温暖化対策実行計画の中で県有公共施設等への太陽光発電設備の率先導入を改めて位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

次に、ガソリン車規制やEVと充電設備の普及促進に向けた取組方針についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化対策としてのガソリン車規制の考え方として、国では乗用車の新車販売におけるハイブリッド車などを含む電動車の割合を二〇三五年までに一〇〇％とする目標を掲げたところです。一方、充電した電気だけで走るEVは航続距離や充電時間などに課題があるため、ガソリン燃料車からの転換には一定の技術革新などが必要であるものと認識しております。また、現在の我が国の電源構成は二酸化炭素を排出する火力電源が主力電源となっているため、地球温暖化対策としてのEVの普及には使用する電力の状況も見据えていく必要があると考えております。このため県では、まずは電源構成に占める再生可能エネルギーの比率を高めるため、個人や事業者における太陽光発電設備等の導入を促進しているほか、EVを活用したモデル的な取組についても支援しているところです。県といたしましてはEVや充電設備の普及に向け、電源構成に占める再生可能エネルギーの状況に加え、ガソリン燃料車からEVへの転換に伴う雇用や経済への影響などを見極めながら購入費補助等の支援の在り方を検討してまいります。

次に、FCVの購入費補助と市町村における公用車の採用についての御質問にお答えいたします。

燃料電池自動車、いわゆるFCVの購入費補助については積極的な導入を支援するため、国と協調した補助制度として同種・同格のガソリン車との価格差に対して国がその三分の二を、県が残りの三分の一をそれぞれ補助しており、都道府県が実施する支援措置としては全国的にも高い水準となっております。今年八月に県内二か所目の水素ステーションが開所した効果もあり県内のFCV登録台数も着実に増えてきていることか

ら、引き続き導入拡大に向けた支援を継続してまいります。また、市町村における公用車の採用については、イベント等での活用による水素エネルギーの啓発効果が見込まれることから、市町村が導入する場合には県からの補助額を増額し導入を促しております。FCVをはじめとした水素エネルギーの利活用推進は脱炭素化に向けた重要施策の一つであり、引き続き市町村と連携しながら水素社会の実現を目指して一層取り組んでまいります。

次に、補助金の投資効果に係る比較検討についての御質問にお答えいたします。

FCVとEVとの二酸化炭素排出削減量の比較については、FCVに充填される水素やEVに充電される電力の製造・発電の方法により排出される二酸化炭素量が異なり、一概に比較することは難しいものと考えております。一方、製品の生産から使用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量を把握・低減しようとする視点は重要であることから、県といたしましては、今後、県の地球温暖化対策実行計画の見直しに当たっては、こうした考え方も視野に入れながら検討してまいります。

次に、再生可能エネルギー由来水素の推進と水素の利活用推進方策についての御質問にお答えいたします。

水素は地球上に無尽蔵に存在し多様な方法で製造できるクリーンエネルギーであることから、脱炭素化はもとよりエネルギーの多様化にも貢献できるエネルギー源として大いに期待されております。一方、その製造方法によっては二酸化炭素が排出されるため、脱炭素の観点からは製造から利用までの一連の過程において二酸化炭素排出量を低減することが重要であり、現在、国では技術開発や実証事業を推進しているところです。また、国においては今後五年間を集中期間と位置づけ、脱炭素先行地域づくりや脱炭素の基盤となる重点対策を全国的に推進することとしております。県といたしましては、そのような国の動向や技術開発の進展等を注視しながら、国や市町村、企業などと連携を図り再生可能エネルギー由来水素の導入拡大を促進するとともに、幅広い分野において水素利活用の裾野が広がるよう各種施策の推進に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについての御質問のうち、我が県のバリアフリーに関する目標と今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーに係る整備基準を満たした施設に対して適合証を交付しており、第四期宮城県地域福祉支援計画では令和七年度までの累計交付件数の目標値を四百六十五件としております。一方、今年三月末現在の交付件数は三百七十五件であり、三月末時点の目標値である四百五十件を下回ったところです。基準に適合しない事情としては、施設出入口から道路までの敷地内通路への点字ブロックについて、職員の介助で対応するなどの理由から設置しない場合などがありますが、条例に基づき届出があつた際に不適合の理由の説明を求めているところです。県としましては、できるだけ多くの施設が基準に適合するよう設計の段階から整備基準を満たすことが重要であると考えておりますので、これまでのホームページや県政だよりによる協力の呼びかけに加えて、建築関係団体を通じて建築設計者に協力をお願いしてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについての御質問のうち、仮称宮城県大河原産業高等学校におけるユニバーサルデザインについてのお尋ねにお答えいたします。

県立学校の整備に当たっては、障害等の有無にかかわらず誰もが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう環境整備に努めているところです。仮称宮城県大河原産業高等学校は昨年十二月から建設工事に着手し、令和五年四月の供用開始に向けて工事を進めております。新校舎ではエレベーターのほか全てのトイレを洋式にするとともに各階に多目的トイレを設置することとしております。また、昇降口や玄関には緩やかなスロープを設置するなどユニバーサルデザインを取り入れた設計としていくところです。

次に、県立高校への太陽光発電パネル設置による効果についての御質問にお答えいたします。

学校施設については児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所等としての機能を果たす場合もあることから、安全性の確保や防災機能の強化が重要と認識しております。県立高校への太陽光発電設備の設置による効果としては、学校で消費する電力の一部や非常用の電力を賄うことができるとともに、環境への配慮、更には環境教育の観点からも有効であると考えております。県教育委員会といたしましては、こうした太陽光発電設備の効果も踏まえ、県立学校への更なる導入に向けて取り組んでまいります。

次に、県立学校への高い省エネ性能を持つサッシの設置についての御質問にお答えいたします。

県立学校では平成十九年以降に建築した学校の窓ガラスに複層ガラスを採用しているところですが、県教育委員会といたしましては今後とも県立学校の校舎の新築や改築、大規模改修に併せて複層ガラスを設置するとともに、照明設備のLED化など様々な形で省エネルギー設備を取り入れるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 警察本部長猪原誠司君。

〔警察本部長 猪原誠司君登壇〕

○警察本部長（猪原誠司君） 大綱一点、共生社会へ向かう、まちづくりについての御質問のうち、警察施設への太陽光発電パネルの設置と併せて省エネ対策を講じ緊急事態への対応力を高めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

既存警察施設への太陽光発電設備等の導入は、設置スペースや構造的問題等から直ちに対応することが困難な場合が多くありますが、これまでに新施設や設置可能な既存施設五か所に太陽光発電設備等を導入し、省エネ対策及び緊急時の対応力の強化に取り組んできたところであります。加えて、災害時の停電等にも備え非常用発電設備の機能強化等にも取り組んでいるところであります。近年、脱炭素社会の実現と環境対策への社会的要請も高まりつつあるため、今後新たに整備する警察施設を中心に必要に応じて太陽光発電設備等の導入等、省エネ対策実施について検討し、環境に配慮した施設整備を進めるとともに緊急時の対応力向上にも努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） 答弁が長過ぎてなかなか要点がつかめなかったところもありますが、何点か再質問させていただきます。

バリアフリー社会のことですが、先ほど保健福祉部長から適合施設の認証実績について三百七十五件という報告がありましたが、この三百七十五件の内訳といたしまして民間、公共、それぞれどれぐらいの件数か教えてください。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大変申し訳ありませんが、民間と公共の区別での数字を今手元に持っておりませんのでお答えできませんが、種別で申しますと福祉施設八十七件、医療施設四十八件、物販施設九十三件、集会場・公民館等三十二件などとなっております。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） この制度は平成九年から始まっている制度ですが非常に認定数が少ないのではないかと感じておりました。だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の第七条第二項で公益的施設などの整備を促進するとありますが、例えば、今言われた指定施設での認証数が少ないのに、第十八条二項にあるように公益的設備を所有し、または管理する者は整備基準に適合するように整備に努めなければならないと努力義務になっていきます。例えば、既存の建物に対する努力義務になっているところの整備促進に對しては、今後、こういった取組をしていくのか、お聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 公益的な施設、それから公営・公立の施設でありましても基準に適合していないものが多いという実情であります。先ほど申しましたように、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の規定では基準を満たさない理由を求めているところではありますが、これは届出としていただいているものですので、設計の段階からしっかりと県も助言できるように設計団体等との連携によって周知を図ってきたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） ぜひ認定施設が増えるような取組にしていきたいと思っ

ております。

公共建築への太陽光パネルの設置の件ですが、多分、今の県の行政庁舎には太陽光パネルがないと思いますが、例えば、今後、ほかの自治体などに搭載してくださいとお願いしていく上でも、例えば、県の行政庁舎や警察庁舎の上には最低でも太陽光発電設備を設置したほうがいいと思いますが、その辺の見解をお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） その前に、一点、部長の答弁を訂正させていただきたいと思います。

先ほど公共建築への太陽光発電設備の設置義務化についての環境生活部長の答弁の中で、国から二〇三〇年に約五〇％導入することを目標とすると言わなければいけないところを、二三年に約五〇％導入することを目標とすと言間違えましたので、訂正させていただきます。西暦二三年というキリストが生まれた頃ですので大きな誤りでございます。訂正させていただきます。

その上で、行政庁舎の太陽光設備をいろいろ調べさせていただいたことがあります。が、屋上がヘリポートになっており、ヘリポートの下が日陰になってしまい太陽光発電設備を設置することができません。今、いろいろ新しい技術で壁につけたり、薄膜の窓ガラスにつけるものがあるということなので、そういう技術が更に進みましたら窓ガラスにつけたり、壁につけたりということもできるかと思いますが、ちよつと今の技術では費用対効果を考えてもちよつと難しいということ、設置できていないということでございます。ほかの施設はなるべくつけるようにしております。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） ぜひ、進めていただければと思います。

あと、県立高校の太陽光パネル設置であります。今新築されております仮称大河原産業高等学校には太陽光発電パネルの設置計画というものはあるのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 現在、建設中でありまして仮称大河原産業高等学校につきまして、今の段階で太陽光発電のパネルを設置するという計画はないところでござ

ございます。今後、脱炭素社会の実現に向けて県庁全体で取り組んでいくという中で、県教育委員会としても整備が進むように努めてまいりたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） 計画されていないということですが、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーを多くしていかなければならないと言っているさなかに、新築の建物でありながら、なぜ太陽光発電パネルの設置を計画しないのか、その辺がちよっと理解できないのですが、なぜでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 検討されていると承知しておりますが、今の段階では総合的なトータルコストも勘案しながらということ、なかなか県立高校については国からの支援もない中で、ちよっと実現が難しかったということがございます。今後は機運が高まり全庁的にそういう動きが進むと思いますので、そういう中で県教育委員会としてもできるだけ設置できるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） 補助もないということですが太陽光パネルについてはいろいろな補助があると思います。例えば、エコスクール・プラスなど補助事業では検討されなかったのか、その辺をお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） エコスクール・プラスについては検討しているということですが、これについても基本的に国の支援が県立高校についてはないということ、それを活用することができなかったということでございます。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） ぜひ、今後、新しい高校、県の建物を新築する際には、当初から太陽光パネル、再生可能エネルギーなどを検討して設置していかなければならないと思いますが、その辺、知事の見解をお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私、ちよっと高校のことを知りませんでした、新しく造った

地方振興事務所は太陽光発電設備を設置しています。教育委員会からそういう話があればしっかりと対応してまいりたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） ぜひ、予算をつけて太陽光パネルを設置するようにお願いいたします。一般質問を終わります。

ありがとうございます